

# 第38回公物管理等分科会 議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第38回公物管理等分科会議事次第

日 時：平成29年9月26日（火）13:41～14:18

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 公共サービス改革基方針別表の取扱いに関するヒアリング  
○国民公園（皇居外苑、京都御苑）の維持管理等業務（環境省）
3. 閉 会

<出席者>

（委 員）

井熊主査、北川副主査、川島副主査、尾花副主査、加藤専門委員、宮崎専門委員

（環境省）

自然環境局総務課 永島課長、馬場課長補佐、相澤国民公園専門官

皇居外苑管理事務所 吉川所長、廣瀬次長

京都御苑管理事務所 田村所長

（事務局）

福島事務局長、栗原参事官、池田参事官、清水谷企画官

○井熊主査 それでは、ただいまから第38回公物管理等分科会を開催いたします。

本日は、公共サービス改革基本方針別表の取り扱いに関するヒアリングとして、環境省の国民公園の維持管理等業務について審議を行います。

本日は、環境省の永島自然環境局総務課長にご出席をいただいております。ご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○永島課長 改めまして、環境省自然環境局総務課長の永島と申します。よろしくお願いたします。

それでは、資料の1-1に基づきましてご説明させていただきます。国民公園の概要、皇居外苑、京都御苑、支出先法人の概要ということで順に説明させていただきます。

まず、国民公園の概要でございますが、皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑は、旧皇室苑地であって、昭和22年の閣議決定などに基づいて、国の直接管理のもとに広く国民一般に開放しているものです。

各苑地においては、由緒ある沿革を尊重して、保存を図りながら整備運営を行っているということでございます。

近年、国民公園等には1,200万人以上が来園しておりまして、そのうちの約半分が外国人ということでございます。

次のページに閣議決定などを載せておりますけれども、その下が旧皇室苑地整備運営計画に関する報告ということで、昭和24年のものがございますけれども、例えば1番で由緒ある沿革を尊重すること。3番で、各苑地の特殊性を活かすということ。それから、5番で、営利を主目的とし、または利権を伴う諸施設の設置はこれを認めない、こういったことが定められておりまして、これに沿って公園管理を行っているということでございます。

5ページ、各公園の概要でございますけれども、皇居外苑は来苑者が約580万人、敷地面積115ヘクタール。京都御苑は400万人、面積65.1ヘクタール。新宿御苑は210万人で、58.3ヘクタールといった形になっております。それぞれ順に次のページ以降で概要を説明いたします。

まず、皇居外苑でございますが、戦前は皇室苑地でありました。外苑は昭和24年から国民公園として一般に公開しております。

北の丸公園は、旧近衛師団の跡地でしたけれども、森林公園として整備しまして、昭和44年から公開をしております。

皇居前広場を中心とする皇居外苑、それから北の丸地区及び皇居を取り巻く濠で構成されております。

面積は、先ほど申しましたように115ヘクタールでございます。

この外苑につきましては、皇居外苑管理事務所定員8名、そのうち北の丸分室に2名が常駐しているということでございます。

8ページをごらんください。皇居外苑の性格・特徴ということでございますが、3点挙げております。

皇居と一体となった我が国の象徴的な空間・国家的行事の場であるということ。それから、歴史を伝える場であるということ。都心の貴重な水と緑の空間であるということでございます。

それぞれ具体的には、9ページでございますが、皇居と一体となった我が国の象徴的な空間・国家的行事の場としては、新年祝賀の儀、天皇誕生日などの宮中行事、行幸啓、新任大使の信任状捧呈式などにおいて外苑を利用しております。

また、皇居前広場にはクロマツが点在しておりまして、優れた都市景観を構成しております。

歴史を伝える場としては、重要文化財として、桜田門ですとか、そのほかの門、あるいは特別史跡として江戸城跡がございます。

都心の貴重な水と緑の空間としては、クロマツ、それから、森林公園としての北の丸地区、天然記念物としてヒカリゴケなども生息しておりますし、皇居とも連続した形で希少種や絶命危惧種なども生息しております。

利用状況でございます。

皇居外苑は、皇居の参観を始めといたしまして、江戸城の歴史的遺構を中心とする観光、ジョギング、散策、千鳥ヶ淵でのボート利用、また水鳥を対象としたバードウォッチングなども行われております。

また、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会での活用も想定されております。内堀通りでは自転車競技の会場となること、日本武道館では柔道及び空手の競技の会場となるということが計画されております。この間は苑内の通行や施設の利用が制限されるということでございます。

12ページをごらんください。施設の維持管理の状況でございます。

設置施設としては、先ほど申しましたように、クロマツですとか内濠、皇居前広場などがございます。

国の役割としては、総合的なマネジメント、それから、国有財産法に基づく使用許可等の事務、管理規則に基づく事務、巡視・利用者指導業務、広報・案内、静謐・安全の確保、濠の水質保全や生態系保全等を行っております。

外部委託を行っております。29年度の状況でございます。一番大きいのが一番上に書いております管理運営業務で、これは清掃ですとか庭園管理などになります。こちらは企画競争によりまして、国民公園協会に委託をしております。

また、危険木の伐採などについては、一般競争入札等で民間事業者をお願いをしております。

駐車場管理につきましては、国民公園協会をお願いをしておりますけれども、これは業務委託契約を結びまして、駐車場利用に伴いまして、利用者から清掃協力金というものをいただいております。これを維持管理費用に充てておりますので、国費としては支出がございません。

それから、休憩所ですとか、和田倉噴水の飲食施設運営などについては、公募によりまして国民公園協会や民間事業者に委託をしております。

その仕組みといたしましては、国有財産の使用許可を有償で出しております、しいまして、使用料をとった形で運営をしてもらっているということでございます。

次に、京都御苑になります。

京都御苑は東西約700メートル、南北1,300メートルということございまして、京都御所、それから大宮・仙洞御所、これは宮内庁の所管、それから京都迎賓館は内閣府が所管しておりますけれども、これを囲む形で65ヘクタールの常時開放された公園となっております。

京都御苑管理事務所が置かれておまして、7名で管理を行っております。

14ページをごらんください。蛤御門に代表される外周九門ですとか、閑院宮邸跡など、歴史的な遺構も多く残されております。

来苑者は400万人以上となっております、利用形態としては、庭園としての機能に加えまして、散策や歴史との触れ合い、テニスコートや運動広場などもございまして、こういう場でスポーツなども行われているということです。また、自然観察なども行われております。

16ページをごらんください。施設・維持管理の状況につきましては、基本的な構造は皇居外苑と同じ形になっております。国の役割としては、総合的なマネジメントなどを行っております、外部委託事業といたしまして、管理運営業務、これは国民公園協会に企画競争で出しております。

それから、危険木の伐採などについては、同様に一般競争入札等によりまして民間事業者をお願いしております。

駐車場については、先ほどと同じように無償で国民公園協会と契約をいたしまして、清掃協力金をその維持運営に充てているということです。

また、休憩所などのサービスにつきましては、国有財産の使用許可ということで、有償により国民公園協会、これは公募になりますけれども、お願いしているということでございます。

最後に支出先法人の概要でございますが、一般財団法人国民公園協会となっております。

所在地は、本部と皇居外苑支部が千代田区にございまして、新宿御苑支部、京都御苑支部がございまして。

設立の目的は、国民公園の由緒ある沿革を尊重して、その特性に照らして風致を保存するとともに、その美化と適正な利用に関する事業を行い、国民の福祉に寄与することを目的としております。

会長が福澤武さん、三菱地所の名誉顧問でいらっしゃいます。

組織、運営については19ページに記載をしております。

事業といたしましては、国民公園の維持管理等の業務について環境省から請負業務をお

願っておりますけれども、そのほかに独自事業として刊行物の発行ですとか、自然観察会の実施、苑内のガイドセミナー、各管理事務所と連携しながら利用普及等を実施しているということでございます。

国民公園協会の沿革を若干説明させていただきます。

昭和24年に国が国民公園を管理するとされましたけれども、その際には人的・財政的な管理体制が極めて脆弱だったということで、昭和24年から29年にかけて、財界の有力者や学者・文化人等の民間有志が政府に協力する形で財団法人として新宿、皇居、京都御苑、それぞれについて保存協会を設立したということです。

これら三協会では、会費や寄付金、それから、飲食物の販売収入などによりまして、休憩所、茶室などを始めとする設備を国に寄付すること。それから、苑内の照明灯の補修、諸工事、それから樹木の手入れなども行ってきたということです。

昭和57年にこの三協会を発展的に解消する形で国民公園保存協会が設立され、平成16年には国民公園協会に名称変更し、24年には一般財団法人に移行したということでございます。

最後に20ページでございますが、参考として、新宿御苑の維持管理業務につきましては、これまで平成22年から2期にわたりまして民間競争入札を行ってまいりました。官民競争入札等監理委員会のもとで市場化テストを行ってきて、本年7月に今期をもって市場化テストを終了するというところをご承認いただいたということでございます。

これを踏まえまして、一番下でございますけれども、維持管理業務に係る次期契約が平成30年の7月から始まりますが、それ以降も環境省がみずから質の維持向上、それからコストの削減を図るとともに、独自に有識者を選定いたしまして、客観的な立場から指導・助言をいただく等のチェック体制を整えることにしております。

このように新宿御苑については、今後有識者による委員会を設立した上で、総合評価方式を継続するというようにしてございまして、皇居外苑や京都御苑についてもこのような枠組みを活用して総合評価方式に移行することもできるのではないかと考えております。

このような点も含めて、皇居外苑、京都御苑の特性を維持向上しながら競争性、透明性を高める形でどのような維持管理を進めていったらいいのかご指導をいただければと考えております。

説明は以上になります。ありがとうございます。

○井熊主査 どうもご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまいただきましたご説明につきまして、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

○尾花副主査 ご説明いただきありがとうございます。細かい点ではございますが、駐車場の業務委託契約について教えてください。

参考資料としていただいたものにつきまして、特別会計経理算定基準に基づいて支出を算定しているということですが、その支出の中には委託業務に従事する役員や正職員の役

員報酬、給料手当の総額とか、退職給付費用とか法定福利費とか、そういったものを支出の基礎として見ますというようなことなのですが、通常こういった単純な駐車場の管理のような場合には、価格で競争すべきであって、こういった人件費、特に福利費とかそういった細かいことまで全額控除できるという形は、国有資産の管理の方法として何か改善の余地はないのでしょうか。

○馬場課長補佐 馬場でございます。改善の余地ということで今、現在、実質的には業務に当たる賃金とか、そういった部分に関しては、ここにはいっぱい書いてあるんですけども、実質的にはそこに書いてある臨時職員の賃金とか、そういった実費にかかる部分について支払うような形で今、中身に関して十分精査をさせていただいているという形にしております。

駐車場の業務全体につきましても、今後いろいろなご指摘もございますので、今の現状のままでいいとは考えていない部分も私たちもありますので、そういった新たな検討も始めているところでございます。

○尾花副主査 ありがとうございます。ぜひ単純な施設管理として、業務として委託できるような方法をされたほうがよいかと考えます。一応、契約書によりますと、4条2項で、国民公園内駐車場等整理清掃業務に関する会計基準によって支出は算定できますと書いてある以上、国民がこれを見た場合には、この算定基準を見て退職給付費を引けるんだろうかとかという形が理解をしたいと思いますので、これは極めて単純な業務委託としてなさったほうがいいのではないかと思います。

○井熊主査 ありがとうございます。ほかにいかがですか。

今の契約で2条のところで、履行期間満了後1年間この契約を更新するというものがありますよね。

○永島課長 はい。

○井熊主査 これだと、ある1回初め契約した人がずっとお互いのやめましょうという発意がなければ続いてしまうということになってしまいますけれども、こういう条件が入った背景とかというのはあるのですか。

○永島課長 安定的な維持管理をするという観点と、それから委託を受ける受託側でも1年間で契約が終わってしまうということになると、なかなか採算も算定しにくいということがございまして、これまで3年間を区切りとして、ただ、国の会計としては1年ですので、3年を見据えた形で企画競争をするときに提案をしていただいた上で受託者を決め、適切に運営されているということであれば1年ごとにそれを更新していく。ただ、ずっとそれを更新し続けるということではなくて、3年間たてばまた改めて公募を行うと、こういう形でやっております。それが契約書の中に書いてあるということでございます。

○井熊主査 明文化されてないけれども、そういう意図を持って書いてあると。

○永島課長 その点、明文化されております。

○井熊主査 3年というのが明文化されているのですか。

○永島課長 はい。駐車場のほうですか。今、私が申し上げたのは公園の管理運営業務に係る契約の件でした。

○井熊主査 そうですね、駐車場のほうですね。

○永島課長 駐車場のほうはご指摘のとおり、期限が切られておりません。したがって、我々もこのままでいいとは考えておりません。もう少し、駐車場からは収益も上げられると思いますので、そういった点も活用して、より公園の維持管理に積極的にかかわっていきけるような方策がとれないかということを考えております。

○井熊主査 ほかにご質問とかご意見とかあれば、どうぞ。

○宮崎専門委員 ご説明ありがとうございます。ほとんどほかの委員の方と同じ意見なんですが、この駐車場管理委託契約に関しては、資料を拝見しましたように、昭和62年からずっと更新されているんだと思うんです。少なくともこの契約に関してはやはり、競争性を高めて、公募なり総合評価なりして、業者選定のプロセスをしっかりと明確にするということはやはり必要だと思います。

○井熊主査 いかがですか。

○永島課長 ご指摘のとおりだと思いますので、そうできるように考えていきたいと思えます。

○馬場課長補佐 補足させていただきますと、先ほども説明させていただいたんですけれども、新宿御苑におきましては、市場化テストの中で駐車場業務も一括してやらせていただいていたので、総合評価の中に入っております。今後、京都御苑、皇居外苑につきましても、総合評価に移行した場合は、同じように一括して業務をお願いする場合には、総合評価の中に入ってくるのかなと考えております。

○井熊主査 ほかにいかがですか。

これ外部委託のやり方というのが、業務によって選定方法が違ってますよね。企画競争があり、一般競争があり、継続的な委託があり、この1つずつについて何でこういうふうになっているのかということをちょっとご説明いただきたいんですけど。

○馬場課長補佐 大きく分けて4つになっていると思うんですけれども、管理委託運営業務につきましても、企画競争という形で、競争性をある程度確保しながらやらせていただこうということで、総合評価まではいかないけれども、企画競争という形でやらせていただいているところでございます。危険木伐採とか、単純業務につきましても、これは価格の競争でございまして、一般競争入札という形でやらせていただいています。

駐車場管理業務につきましても、先ほどご指摘もあったように、昭和62年から契約を結びまして、それ自体を1つの契約として継続してきましたので、それがまた分かれてあると。

一番下の休憩所内の利用者サービスにつきましても、これは国有財産の使用許可が発生するというので、国有財産の使用許可に基づく契約というか、使用許可をしているという形でございます。

一番下の部分も、やはり皆様方、利用者の方々のことを考えて、単純に1社というよりは、そこもある程度競争性を確保しようということで、公募の形をとらせていただいて、この場所でこういう業務をご希望される方はいらっしゃいますかということで公募をかけて、その中で私どもで評価させていただいて、評価点の高い方を採用して国有財産の使用許可をさせていただいているという形になっております。

○井熊主査 一番初めの業務は企画競争で価格面を評価しないわけですよね。コスト的なものを評価しなかったという背景はあるんですか。

○馬場課長補佐 そこは当初の形として、やはり庭園管理とかそれなりに技術が必要だろということで、安かろう悪かろうという、言い方悪いかもしれないんですけども、やはりそういうところはある程度排除したいなということもありまして、企画競争という形をとらせていただいたということでございます。

ただいま新宿御苑で総合評価でやらせていただいていますので、そういったところである程度総合評価でもそういったところが、危険さが薄れてきてはいるのかなというところもありますので、先ほど課長のほうから申し上げましたけれども、今後新宿御苑のほうも、独自で外部委員の方々の有識者の方にご意見をいただきながらやっていきたいと考えておりますので、そういった中で皇居外苑と京都御苑につきましても同じようなスキームでやらせていただければなと考えているところでございます。

○井熊主査 ほか、ご意見、ご質問いかがですか。どうぞ。

○加藤専門委員 すいません、今のことに関連して。

ちょっと正直管理運営業務がどういったものかというのを必ずしもわかってないんですけども、今、新宿御苑のほうで総合評価で特に問題なかったというお話ですけど、結局受けてるのは変わってない業者なんですよね。そうなるとうんとよかったかどうかという確認というのは必ずしもできてないとも言える。今、技術が問題だという話で企画競争のほうがいいかな、総合評価に行かずに企画競争してる。

新宿御苑のほうって、確かに総合評価したんだけど、結局やっていただいている業者は変わってないわけですよね。ほかのところの技術の評価できたという話ではないと思うんですよね、今の段階で。

それをもって、その技術というのがどこまでこだわるのかというのが根本がわかってないので、ほんとに総合評価に行くのは危険なのか、企画競争でなくても総合評価に行ってもいいのかという判断はちょっとわからないんですけど、どんな技術が困難なので、今まで総合評価ではなくて企画競争にこだわってこられたのか、もう少し具体的にご紹介いただけますか。具体的に話を聞いたところでわからないのかもしれないんですけども、ちょっと技術というぽやっという話ではなくて、少し具体的にお話しいただけると。

○吉川所長 皇居外苑の吉川でございます。

皇居のほうにつきましては、皇居の前庭にクロマツが何千何百本と植わってございますが、そのクロマツそれぞれを剪定する技術というのが、ある程度卓越した技術者が必要だ

ということで、そういうところも配慮しているというのが1つございます。

○加藤専門委員 結構具体的な技術とかだと、必ずしも別に総合評価だから危険があるという感じでもないような気がするんですね。明確にそれに対して、技術も価格も評価するわけですから、何となくもう、あるところでしかできないぐらいの話とかだと何かちょっと話別かなという気がするんですけども、僕わかりませんが、世の中それなりのプロの方々というのはそれなりにはいるんじゃないのかなと思うと、それをもって企画競争から総合評価に踏み込めないというのは少しちょっと、やっぱりやってみる価値はあるのかなというのは、今、お話聞いてて思ったんですけど、実際、本音のところ技術の面でやっぱりまだ不安な点って、新宿御苑の、新宿御苑がさっきも言ったように違う会社だったらよかったのかもしれないですけども、そうじゃないのでなかなか考えるのは難しいような気もするんですけど、総合評価のほうに踏み込んでいくことは特に問題なさそうと感じていらっしゃるのか、やっぱりちょっとまだ不安があるのか、率直なご意見、ちょっといただけると。

○永島課長 新宿御苑、皇居外苑、京都御苑というのを比べると、皇居外苑では今、申し上げたようなクロマツとかですね、また、京都御苑ですと、ほんとに御所を囲むという形になっております。そういう観点から、スペシフィックに言えば今のクロマツとなりますが、それ以外にも職員の心持ちとかそういうことも含めて絶対間違いがあってはいけないと、日本の顔だということで、そういう意味で非常に慎重になっておりました。ただ、この市場化テストの経験を踏まえまして、新宿御苑については、結果的に今、国民公園協会が継続して実施しておりますけれども、競争入札という形で2者から応募があつて、技術と価格というものを比べて国民公園協会になっています。その経験を踏まえると、皇居外苑と京都御苑についても同じような形で進めていけないか、クロマツの部分については、しっかりとその技術をできるところという形で仕様を定めればできるのではないかとということで、我々としては企画競争から総合評価に移行したいと考えております。

○加藤専門委員 どうもありがとうございます。

○井熊主査 ほかいかがですか。

○尾花副主査 今回の総合評価というのは、公サ法に基づく調達ではなく、単なる入札の方式として総合評価をとられるというご意向ですか。

○井熊主査 公サ法のもとでやるのか、単純にただそれとは別に総合評価でやるかという。

○永島課長 その点をご審議をいただきたいと考えております。我々としては、新宿御苑で有識者の検討会も環境省として設けて、そこで透明性と競争性を確保する形で枠組みは整えましたので、その委員会を使って京都御苑と皇居外苑についてもできるとは考えております。ただ、そこはよりこちらの場でやったほうが透明性も高まるという側面もあると思いますので、そこはご議論いただければありがたいと思っております。

○尾花副主査 ではそれとの絡みで伺いたいんですが、ご説明で皇室関連施設と非常に近いという言葉がたくさんあつて、そこから推測するに、例えば機密に触れるのではな

いかとか、あとは警備上注意しなければいけないのだろうかということに気にするんですが、例えば公サ法をとった場合には、秘密保持義務規定があるとか、あとはみなし公務員規定があるとか、それなりにこの業務に使い勝手のいいようなシステムも多少はあるということと、あとそれから、ちょっと気になるのは、こちらの継続受注されてる方が、以前までは5代連続公務員の再就職先だったということで、国民目線からいくと、何かもう少し透明性を取り入れたほうがいいのではないかとされる可能性のある団体である場合に、一歩踏み込んで市場化でやってみるというのも、実施府省として広く開放するつもりがあるんですよというメッセージを高めるという意味でもいいのかなとは思いますが、その観点からいかがでしょうか。

○永島課長 透明性を確保するという観点からは、環境省のほうでも委員会を設けて、それは議事録なども含めて公開でやっていきたいと思っておりますので、客観的に見たときに確保できると考えております。

ただ、その見え方という点で、よりこちらでやったほうが、それは環境省ではなくて、さらに第三者ということになるので、高いと、高まるという点はあると思っております。

ただ、その一方で、こう言うてはなんですけど、皇居外苑ですとか、あるいは京都御苑の特質というものは環境省のほうがよくわかっておりますし、まだどういう方をお願いするかというのは決めておりませんが、そういった点も含めてよりこの国民公園というものの管理に特化した形でご議論いただくこともできると思っております。両面あると思っております。そういう意味でちょっと我々も悩んで、ご議論いただければということでございます。

○井熊主査 いかがですか。私どもも今回対象となっている公園が新宿御苑と並んで日本の誇るべき資産であって、価格だけで評価していいものだと理解はしておりません。ただ、例えば新宿御苑でできたことがこの2つの公園でできないとすれば、それは一体何が理由なんだということが明文化されるということが非常に重要なのかなと思っております。例えばさっきのクロマツのことであれば、それをできる、日本にも優秀な造園業者の方はものすごくたくさんいらっしゃいますので、そういう方の中でも、ほんとに一者か二者かできないほど特殊なものなのかとか、あと、新宿御苑ではなくて、こちらにあるような極めて特殊性なものとかがあるのかどうか。やっぱりこれは環境省さん独自でやるにしても、ここの委員会でやるにしても、それは明文化しなくちゃいけないことだと思うんですよ。そういう明文化できないものがあるということなんですか。

○永島課長 総合評価でやるということになれば、それは環境省がやってもこちらのお話をお願いするとしても、同じように対外的にこういう仕様でやってくださいということは書かなければ競争に付せないと思っておりますので、その点はできるというか、やらなければいけないと思っております。

○井熊主査 ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、幾つか意見もいただきましたが、おおむね皆さんの聞きたいことも出尽くし

たと思いますので、ここで審議はこれまでとさせていただきたいと思います。

本件につきましては、平成23年度に公共サービス改革基本法に基づいて位置づけられて以降、実質的な取り組みが行われてまいりました。今後もさらなる改善の取り組みをされることのご説明がありました。

ただ、新宿御苑がこの市場化テスト、公サ法のもとでやって成果を上げたというようなこと。それから、あと、やはり契約面、技術面できょうも委員のほうからご指摘があったということと、あと、環境省さん自身が透明性ということが重要であり、かつこの委員会でやるということがより透明性を対外に説明するという点において意義があるというお考えがあるということも先ほどお聞きしましたので、やはり今後この2つの公園につきましては、民間競争入札の枠組みを活用いただくことが適当ではないかと考えております。

したがいまして、貴省におかれましては、民間競争入札の導入について改めてご検討いただき、1週間以内にその結果について事務局を通じて分科会へご報告いただければと思います。

そのような方向でほかの先生方もよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○井熊主査 では、本日の議論の内容につきまして、私と事務局で調整の上、監理委員会への報告書として整理いたしたいと思います。整理したものにつきましては、事務局から監理委員会の本委員会に報告願います。また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかつた事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局においてその整理をいたしまして、各委員にその結果を送付させていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございませぬ。

○井熊主査 それでは、以上をもちまして、国民公園の維持管理等業務の審議を終了いたします。環境省の皆様におかれましては、ご出席ありがとうございました。

以上で本日の審議は終了となりましたので、傍聴者の方はご退席願います。どうもありがとうございました。

— 了 —